

議案第73号 訴えの提起について

議案書67P~68P

1. 事件名
 工作物等収去土地明渡請求
 及び占用料相当損害金請求訴訟

2. 原告
 交野市長 山本 景

3. 被告
 関西故金属株式会社
 代表取締役 慎 光晟

4. 対象土地
 道路敷等（市有地）
 交野市郡津2丁目1286番3
 1286番4
 1285番2
 面積：約123㎡

5. 概要
 対象土地を被告が権限なく金属くずを置くなどして占有している。被告に対し、明渡しを求め行政指導を重ねてきたが、被告がこれに応じなかったため、対象土地の工作物等収去土地明渡請求及び占用料相当損害金請求の訴えを提起するもの。

6. 請求内容
 (1) 被告は、原告に対し、工作物及び動産を収去して土地を明け渡せ。
 (2) 被告は、原告に対し、訴え提起日から遡って5年前の日から土地の明渡済みまで年242,810円の割合による金員を支払え。
 (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。

※金額根拠
 遡及期間：5年（民法166条1項1号）
 ㎡単価：土地評価額の3%

7. 現地航空写真

